

通報ダイヤル報告

・・・ LPガス契約トラブル110番 ・・・

この間のLPガス問題の取組みで解った事と 今後の取組について

北海道生活協同組合連合会 事務局長 川原 敬伸

LPガス問題について従前より北海道価格の割高問題や契約や料金体系の不透明さについて、「消費者の知る権利」の立場で幾つかの問題意識を持っていました。ホクネットさんがLPガス契約問題110番を実施するとお聞きし、生協組合員へのお知らせ活動で協力し、北海道におけるLPガスの現状と学生アパート等の実態の事前調査を実施しました。

事前調査で解って来たことは、(1)道内のLPガス料金平均価格は、全国平均の1.23倍、最低(埼玉県)の1.41倍ととても高い料金設定となっている。(石油情報センター資料より)(2)都市ガスが十分に整備されていない北海道では、LPガスは公共性の強いエネルギー源で、約150万世帯が利用し、札幌市では約60%が利用している(3)事前の大学生協の調査では、①利用料金がバラバラ、基本料金が900円から2,200円まで幅がある、同じ業者でもLPガス供給先により違いがある。②請求書の項目が業者によってバラバラ(基本料金・ガス使用量・リース代・調整費などの組み合わせとなっている)③入居時の説明や契約書の取りかわしが無い場合が多いなど、業界の不透明・曖昧な部分が見えてきました。

2月14日(土)ホクネットが実施しましたLPガス契約問題110番には短時間(3時間で)に22件の相談が寄せられ、「北海道のLPガスの価格が高く原油安が料金に反映されていない・配管工事やガス機器の原価償却費がガス料金に上乗せされ利用者に説明されていない」など業界の体質・社会的責任が問われる問題が内在している事が解り、事前調査での疑問を裏付ける事となりました。その後も消費者の電話が継続的に寄せられているとのことです。

これらの結果に基づき、ホクネット・消費者協会・道生協連の呼びかけで「LPガス問題検討委員会(仮称)を開催し、(1)現状問題点の追加調査(戸建契約者の実態把握)と整理(現状についての法的検証など)(2)現状問題点の共有化に向けた学習会開催(3)マスコミを通じた社会へのお知らせ(4)問題点解決に向けた、行政への制度・政策要求、業界への改善要請などの行動を、前記呼びかけ人を中心として消費者団体の協働の取り組みを推進してLPガス問題での、消費者の知る権利の擁護・拡大と不十分な現行の慣習を正し消費者が望む「LPガス料金の適正化と料金体系・契約内容の可視化」実現に寄与したいと考えています。是非消費者運動に係る皆様のご協力をお願いいたします。



【目次】

・通報ダイヤル報告

・・・1ページ

・セミナー報告

・・・2ページ

・第18回適格消費者団体連絡協議会に参加して

・次期消費者基本計画(素案)に対し意見書を提出しました

・・・3ページ

・平成27年度会費納入のお願い

・通常総会のご案内

・編集後記

・・・4ページ

寄付金合計額

ご協力ありがとうございます

2,018,395 円

H26.4～H27.3

セミナー開催報告



消費者が知っておきたい食品表示に関する法令の基礎知識 ～1月23日・札幌エルプラザにて開催～

「事業者が知っておきたい食品表示に関する法令の基礎知識」 を受講して脳裏に浮かぶもの

松岡 龍一 (個人正会員)

私が思うに、とにかく不当表示を生じさせない環境をメイクして、隅々にまで浸透させることを実現することが必要との講演だった。

本気モードで経営者、従業員その家族、指導監督を行う行政担当者、賢くなった一般消費者(大人、子供)、消費者センター、団体の各プレーヤーが、各々の役割を果たすことで消費者保護と事業者の健全経営のウィンウィンにつながることを確信させることです。

一過性に終わらず継承していき不当表示を起こさせない環境の持続です。

小さい子供でも表示がおかしいと思えば親はこれを自由に発言させることとし、主張することが大事と認識させることが必要です。(学校でも)

現状では、私自身も少し消極的です。不当表示を指摘してもどうせ行政はとりあげず指導はしないだろうと認識すると、アクションをしない方向に向かいます。誰であろうと無駄と思えば、動きません。

行政は、広く一般消費者からの情報を受け入れる必要がありますが、行政を動かしやすいのは、ホクネットや消費者センターや団体であり、これまで以上に不当表示の声を積極的に消費者センター等で受け、幾分調査や裏づけを得て指導監督部署に進言し指導等が行われる状況が見られれば効果ありとして、一般消費者の行動の活性化につながります。

次世代育成支援の観点からも、小学生くらいから景品表示法にアクセスさせる必要があると思います。

結婚式の披露宴で出てくる料理も、実際は表示よりも量も質も落とした美味しいと言えない料理が見受けられます。事業者も消費者も目を光らせるべきです。



いろいろな詐欺の手口とその対策

悪質な詐欺にだまされないために

～1月22日コープさっぽろ石狩店にて開催～

参加者の感想～アンケート記入より抜粋

- * 詐欺の話はテレビなどではよく目にしているのですが、なかなか話は聞く機会がなかったので、今日話を聞いて良かったです。色々な手口がでてくるなど実感しました。
- * 実例がありとてもわかりやすかった。色々なパターンがあるのを初めて知りました。そして、もしもの時にどうしたら良いのか対応がわかったので 気をつけていきたいと思いました。
- * 初めてのセミナーだったので勉強になりました。自分がしっかりしなくてはと思いました。以前息子の名前で掛けてきたことがありましたが「声が変わる」と言ったら切られました。
- * 具体例を数多く入れてもらったので、とてもわかりやすかったです。
- * 何年経っても、新手口が出てきて被害が減っていないのが残念です。



講師 竹之内 洋人氏



わかりやすいお話だったという感想が多くありました

～～第18回適格消費者団体連絡協議会に参加して～～

去る、平成27年3月7日、姫路市で第18回適格消費者団体連絡協議会が開催された。この協議会は、適格消費者団体同士が情報交換・連携を目的に自主的に立ち上げた会で、今回で18回目の開催である。数回開催した後、途中から消費者庁が参加し、さらに適格消費団体を目指す団体も加わり、年々大人数になってくる。それにしても、最近の動きとして、全国各地で適格消費者団体を目指す団体の設立が相次いでいることに目を見張るものがある。ホクネットが適格消費者団体の認定を受けた時は、関東以北はホクネットしかなかったが、現在は消費者市民ネットとうほくがあり、その他動きのある団体もいくつか見受けられる。

また、九州では、各県に適格消費者団体及び目指す団体が次々発足していることから、九州・四国ブロック協議会を発足するという。まさに新たな消費者運動の黎明期なのかと思う。

しかし、そこで立ち止まって持続可能性という観点からみると、どれほどの団体がそれを満たすことができるのか。また、ある特定の団体からの支援なくして、どれだけの団体が耐えるのか、もうそろそろ直視してもいいのではないかと思う。

適格消費者団体の認定を目指すのは、一つのステップであり、目標である。但し、それが終点ではなく、そこから始まるといっている。しかも、かなりいばらの道をかき分けていかなければならない。今、その覚悟が試されていると言っている。



(記 事務局長 大嶋 明子)

※次期消費者基本計画(素案)に対し、意見書を提出しました※

ホクネットは、平成27年2月18日付けで、消費者庁に次期消費者基本計画(素案)に対し、意見書を提出しました。いくつかの論点からまとめた意見書ですが、やはり、適格消費者団体への支援については、持続可能性の確保からも強く求めていきたいものです。

以下は、提出した意見の抜粋です。

1. 消費者の判断力の低下を鑑み、保護の対象として欲しい。
2. 景表法について、法改正を踏まえ、厳正な執行がうたわれている点は大いに賛成であるが、課徴金の運用は必ずしも中心的なものとはならず、むしろそれに至る調査過程が重要である。不当表示の実態解明を進めるべきであり、適格消費者団体の差止請求の行使と協力していく必要がある。
3. 消費者被害の未然防止・拡大防止の役割を担っている適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する支援を考える方向性には、大いに賛成である。

具体的には団体の活動が収益目的でないこと、特に差止関係業務はすべて寄付とボランティアワークに頼らざるをえないこと、被害回復関係業務も団体の運営経費を賄うような利益をあげることが想定されないこと、にも関わらず公益を実現するものとして法律上位置づけられていることを十分踏まえるべきである。

その上で、支援するかどうかではなく、財政基盤の充実強化が公益上必要であることを前提に、これらの団体の持続可能性の確保とそのための施策を強く打ち出す必要がある。



平成 27 年度年会費納入のお願い

平成 27 年度の年会費納入のお願いの時期になりました。

年会費は、昨年同様、個人会員・団体賛助会員については、従来の1口目のみを年会費とし、2口目以降は寄附金として取り扱いさせていただくことになりました(団体正会員の年会費については、従来どおり「1口以上」の任意の口数ということで変更ありません。)

現在、ホクネットの活動を支えるための財政問題が喫緊の課題となっており、一方で、国などからの金銭的な支援は望めない状況にあります。

皆様におかれましては、平成 26 年度と同様か、できましたらなお一層のご協力を賜りたくお願い申し上げます。(4 月中に会員様宛にご案内いたします)

・ 寄付金は道民税、所得税の寄付金控除の対象になります。

■ 郵便振替の場合

- ・ 加入者名「特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道」
- ・ 郵便振替口座番号 02720-0-45081
- ・ 金額のほか、振込み者の「郵便番号」「ご住所」「お名前」「電話番号」をご記入ください。

寄付金の納入先
もこちらです



◆◆◆ 平成 27 年度通常総会のご案内 ◆◆◆

とき * 平成 27 年 6 月 20 日 (土) 午後 3 時 45 分より

ところ* 北海道大学 人文・社会総合教育研究棟(W棟) 2 階(W203)講義室

* 参加資格者は個人正会員、団体正会員の皆さんです。出欠確認書、議案書等を 5 月になりましたら送付いたしますのでご確認のうえ必ずご返送をお願いいたします。なお、オブザーバー参加も可能となっています。

/// 編集後記 ///

例年になく早い春の訪れとともに、今年も出会いと別れの季節となりました。あちらこちらで挨拶が交わされていますが通信手段が便利な昨今は声だけの会話を続けることも可能で便利です。

が、この便利さを悪用されるのも現実です。一か月で一億数千万円というびっくりする数字が特殊詐欺による被害額と聞いてなぜ、どうして、と思いますが個人々々で気をつけるより方法がないのでしょうか。

息子からの電話も本人かどうか確認しなければならぬなんて悲しいことです。



内閣総理大臣認定 適格消費者団体
認定特定非営利活動法人
消費者支援ネット北海道(愛称:ホクネット)

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目

ほくろビル4F

TEL: 011-221-5884

FAX: 011-221-5887

E-MAIL Info_hokkaido@hocnet1222.jp

URL http://www.e-hocnet.info/



* 次号のニュースレター発行は平成27年5月31日を予定しています。